

令和6年度(2024年度)

介護サービス事業者等(通所・地域密着型通所) に対する集団指導

【対象サービス】

指定通所介護・第1号通所事業

指定地域密着型通所介護

指定介護機関※

※指定通所介護・第1号通所事業、指定地域密着型通所介護について、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けたもの



令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果から



1. 実地検査における指摘事例について

第2章で詳しく
解説します。

2. 令和6年度介護報酬改定における 改定事項について

第4章で詳しく
解説します。



令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果から

3. 検査する項目について教えてほしい

| 表題 | リンク |
|--------|--|
| 指導監査とは | https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html ※上記リンクから「指導事項票」をダウンロードいただけます。 |



自主点検等にご活用ください。

Contents

第1章

- 実地検査と監査について

第2章

- 昨年度の検査結果等の概要について

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第4章

- 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

第1章

• 実地検査と監査について

よろしくお願
いいたします。



第1章

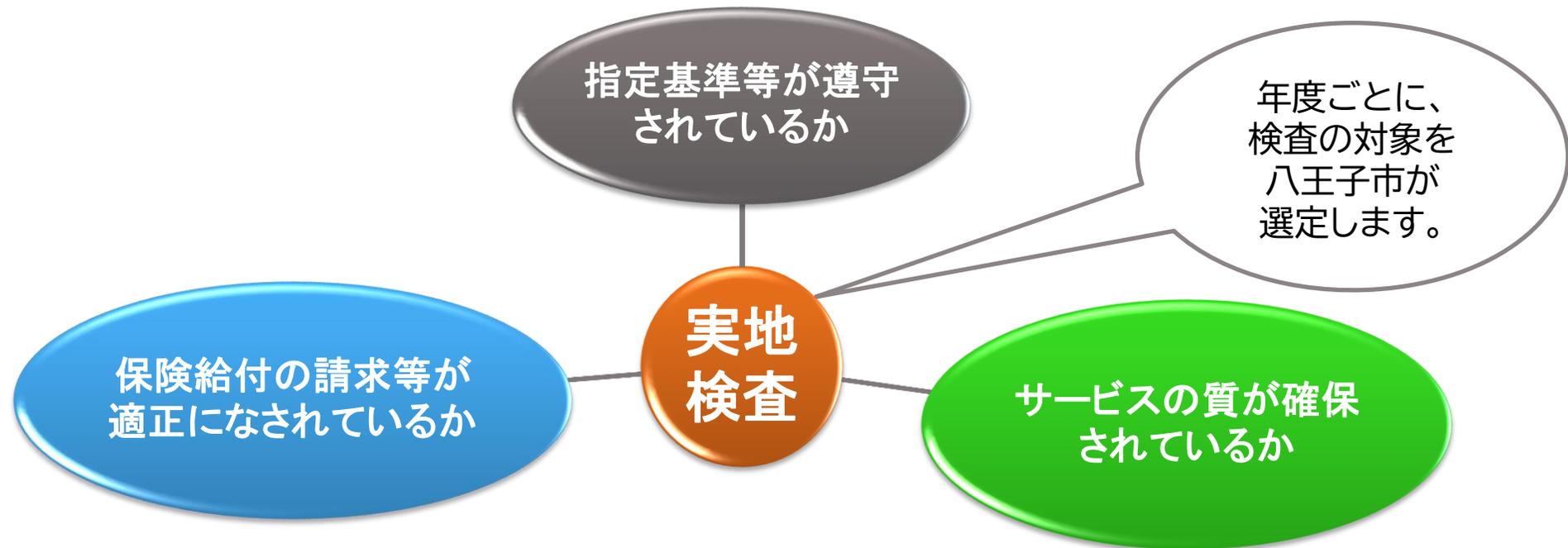
● 実地検査と監査について

- 1 - 1 基本方針
- 1 - 2 実地検査・監査の流れ
- 1 - 3 実地検査の重点項目
- 1 - 4 監査の重点項目
- 1 - 5 八王子市における行政処分事例
- 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

1-1 基本方針①

【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的を実施します。



目的

- 事業者支援を基本とする助言及び指導

実地検査における「指導方法」

文書

文書指摘

- 法令、条例等に規定した事項に違反している場合
- 原則として30日以内に改善報告を行うよう指導する

口頭

口頭指導

- 法令、条例等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合
- その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合
- 改善報告は不要

助言

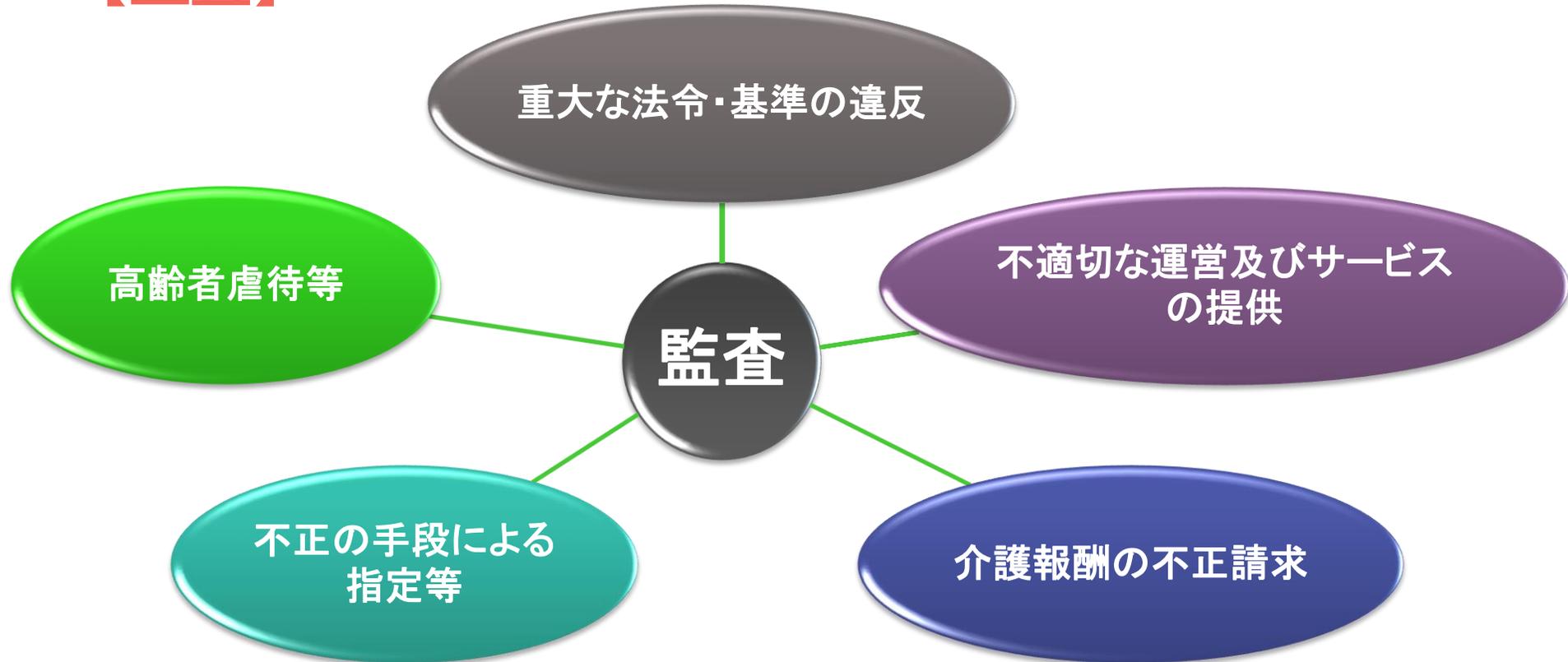
助言

- 法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合
- 改善報告は不要

指摘を受けた場合は、速やかに改善をお願いします。

1-1 基本方針②

【監査】 以下の状況が疑われる場合に監査を実施します。



目的

- 介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持
- 利用者保護

1-1 基本方針③

【関係法令等】

- ・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- ・ その他の法令
- ・ 本市条例及び施行要領

※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和6年度（2024年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

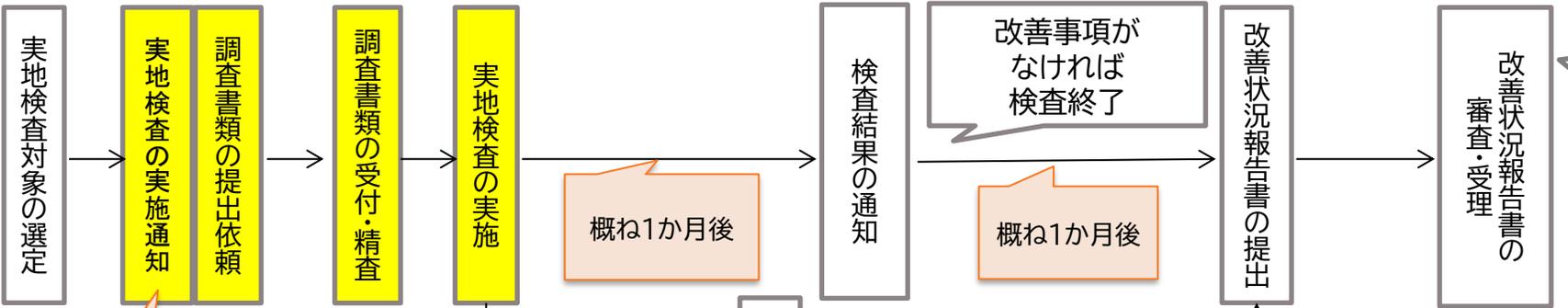
【場所】

市ホームページ> 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導

1-2 実地検査・監査の流れ

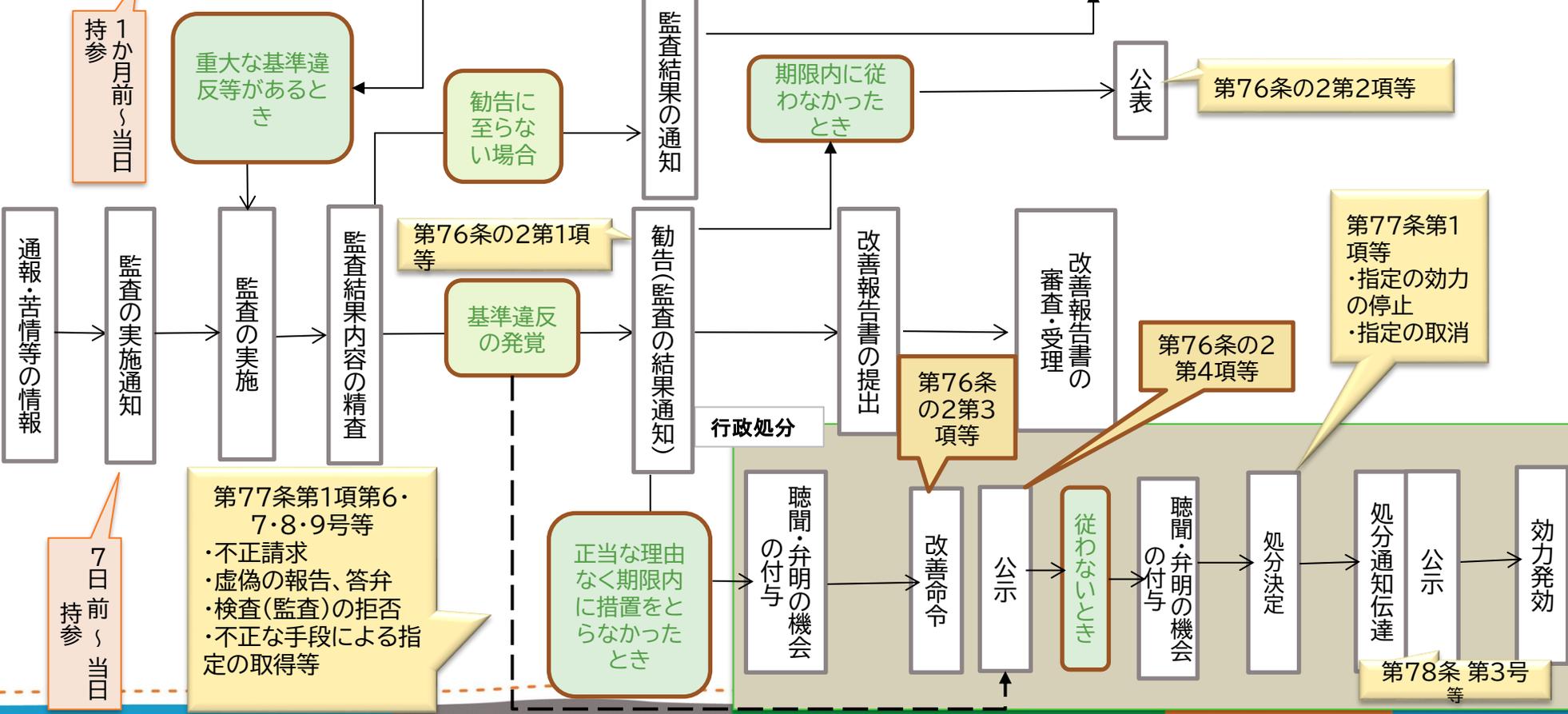
実地検査

介護保険法第23条等



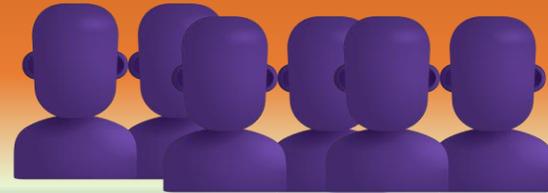
監査

介護保険法第76条等



1-3 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準



- ・ ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ・ イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ・ ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

1-3 実地検査の重点項目②

(2) 設備及び運営に関する基準



- ・ア 事業を運営するために必要な設備を備え、適切に使用及び管理しているか。
- ・イ ケアプランと個別計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則してなされているか。
- ・ウ 利用申込者又はその家族に対して、サービス内容の説明と同意が適切に行われているか。
- ・エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や人権侵害の防止に取り組んでいるか。
- ・オ 苦情や事故、感染症、食中毒があった場合に適切な対応がされているか。
- ・カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策を取っているか。
- ・キ 感染症や災害が発生しても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ・ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切になされているか。

1-3 実地検査の重点項目③

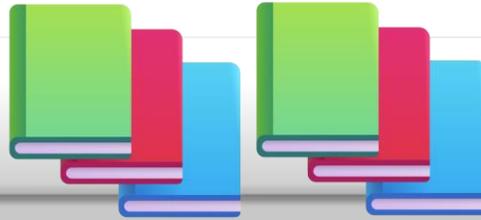
(3) 介護報酬の算定及び取扱い



- 介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

1-4 監査の重点項目

監査の重点項目



- 1 不正な手段により指定を受けていないか。
- 2 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- 3 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- 4 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- 5 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- 6 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

1-5 八王子市における処分事例①

併設している
同一法人の事業所
全てが監査対象と
なることもあります。

1 平成30年(2018年)3月15日付け **全事業所指定取消**

(1)対象事業所、
処分理由

ア【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

…不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

イ【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】

…不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

ウ【居宅介護支援】

…不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2)返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)



1-5 八王子市における処分事例②

虚偽報告は
処分が重く
なりますので
ご注意ください。

虚偽報告

2 令和2年(2020年)1月14日付け **全事業所指定取消**

(1)対象事業所、
処分理由

ア【訪問介護、第一号訪問事業】

…不正請求、虚偽報告、法令違反

イ【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

…不正な手段による指定

ウ【居宅介護支援】

…職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

(2)返還額

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-5 八王子市における処分事例③

3 令和5年(2023年)12月20日付け 指定取消

監査で不正が明らかになった場合、処分に加えて多大な返還額を支払う可能性もあります。

(1) 対象事業所、
処分理由

【訪問介護、第一号訪問事業】

- *不正請求(訪問介護計画書の未作成、虚偽のサービス提供記録表)
- *不正の手段による指定(サービス提供責任者、管理者及び訪問介護員について、勤務する意思を有していなかった者等を「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、指定申請時に提出)

(2) 返還額

17,035,021円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-6 業務管理体制整備に関すること①

●業務管理体制整備の内容

| 業務管理体制の内容 | 事業所数 ※1 | | |
|--------------|---------|---------------|-------|
| | 20未満 | 20以上 100未満 | 100以上 |
| 法令遵守責任者の選任 | ○ | ○ | ○ |
| 法令遵守マニュアルの整備 | × | ○ | ○ |
| 法令遵守に係る監査 ※2 | × | × | ○ |

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く)

※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらかによる。

1-6 業務管理体制整備に関すること②

●業務管理体制の整備に関する届出先

| | | |
|---|-----------------|--|
| <ul style="list-style-type: none">指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働省老健局 | |
| <ul style="list-style-type: none">指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | 主たる事業所が所在する都道府県 | |
| <ul style="list-style-type: none">全ての指定事業所又は施設が東京都内のみ所在する事業者 | 東京都 | |
| <ul style="list-style-type: none">全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみ所在する事業者 | 八王子市 | |

第2章

- 昨年度の検査結果等の概要について

第2章

- 昨年度の検査結果等の概要について

2-1 令和5年度の検査結果の概要

(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

2-2 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

2-3 その他留意事項

2-1 令和5年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和5年度

指定介護機関としての検査

| | | 通所介護 | 地域密着型 通所介護 | 通所介護 | 地域密着型 通所介護 |
|----------------|--------------|-------------|---------------|------|---------------|
| 対象数 | | 75 | 86 | 75 | 83 |
| 実地検査数 | | 4 | 5 | 4 | 2 |
| 指摘事業所数 (割合) | 文書指摘 (割合) | 3 (75%) | 2 (40%) | 0 | 0 |
| | 口頭指導 (割合) | 4 (100%) | 5 (100%) | 0 | 0 |

2-2 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

文書指摘事例

- (1)勤務体制の確保(職場におけるハラスメント対策を講じること)
- (2)虐待の防止(定期的な研修を実施すること)
- (3)通所介護計画(地域密着型通所介護計画)の作成
- (4)秘密保持等

口頭指導事例

- (5)内容及び手続の説明及び同意

2-2-(1) 勤務体制の確保 (職場におけるハラスメント対策を講じること)

【法令等】

○事業者は、適切な指定数所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

● 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

● 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

【文書指摘事例】

* 上記「相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制」を整備していない。

2-2-(2) 虐待の防止 (定期的な研修を実施すること)

【法令等】

○事業者は、事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しなければならない。

【文書指摘事例】

*虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施していない。

- ・虐待の防止のための研修の実施は、令和3年度から義務化(八王子市は経過措置の対象外)。
- ・定期的(年1回以上)に実施するとともに、新規採用時も必ず実施する。
- ・研修の実施内容は記録を残す。



2-2-(3) 通所介護計画 (地域密着型通所介護計画)の作成

【法令等】

- 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。
- 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

【文書指摘事例】

- ・提供するサービスの具体的内容及びその所要時間、日課(プログラム)等の一部不記載又は、不明確な記載
例) 内容:入浴、利用曜日:火・金、所要時間:1時間などの未記載又は不明確。
- ・居宅サービス計画に位置付けられているサービスの一部について、通所介護計画に位置付けられていない。

2-2-(4) 秘密保持等

【法令等】

○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を**、あらかじめ文書により得ておかなければならない。



家族代表の欄
がないケース
が見受けられ
ます。

【利用者】
住所 _____
氏名 _____

【代理人又は代筆者】
住所 _____
氏名 _____

【家族代表】
住所 _____
氏名 _____

【文書指摘事例】

*個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

2-2-(5) 内容及び手続きの説明および同意 (重要事項説明書)

【法令等】

- サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得ること。
- 重要事項説明書には、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項(秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順等)を記載すること。

【指導事例】

- *重要事項説明書の内容に不備がある。
 - ・事故発生時の対応(連絡・記録・賠償)がない。
 - ・苦情処理の体制及び手順が整備されていない。
 - ・通常の事業の実施地域の記載が運営規程と異なる。
 - ・第三者評価の実施状況の有無(有の場合は、直近の実施年月日・評価機関の名称及び結果の開示状況)を記載していない。

2-3 その他留意事項

事故発生時の対応について

2-3 その他留意事項

事故発生時の対応

【法令等】

○事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【文書指摘事例】

*事故発生時に市に対して報告をしていない。

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めておくこと
- ・損害賠償保険に加入しておくか、若しくは必要な賠償資力を保持するよう努めること
- ・再発防止の対策を講じること

事故報告の詳細については、
「事故発生時の報告について（介護保険課）」
を参照してください。



第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第3章

•令和6年度から義務化されているもの

3 - 1 業務継続計画の策定

3 - 2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

3 - 3 虐待の防止

3 - 4 認知症介護に係る基礎的な研修

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは・・・

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

令和6年4月1日から義務化されている事項

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 定期的な研修及び訓練の実施

3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

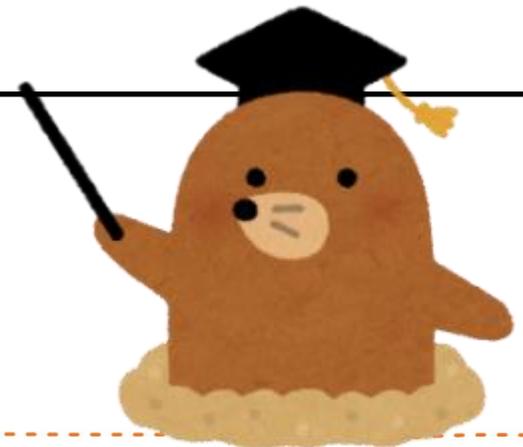
⇒ 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、介護施設・事業所において、適切な対応を行い、**利用者に必要なサービスを継続的に提供できる、若しくは早期に業務を再開できる体制を構築することが重要だからです。**

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

<参考資料・リンク集>

| 作成 | 表題 | リンク |
|-------|-----------------------------------|---|
| 八王子市 | BCP(業務継続計画について) | https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html |
| 厚生労働省 | 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修 | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html |

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じることが義務付けられました。

令和6年4月1日から義務化されている事項

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための
指針の整備

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための
研修及び訓練の実施

なぜ、これらの措置が必要なの？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。

このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

<参考資料・リンク集>

| 作成 | 表題 | リンク |
|--------------------|--|--|
| 個人情報保護委員会 厚生労働省 | 医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイド ンス | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。) |
| 厚生労働省 | 医療情報システムの安全管理に関する ガイドライン | https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版) |
| 厚生労働省 | 介護現場における感染症対策の手引 き | https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf (第3版) |
| 厚生労働省 | 介護保険サービス従業者のための感 染対策に関する研修について | https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3)) |

3-3 虐待の防止

令和6年4月1日から義務化されている事項

➤ 虐待の発生又は再発の防止

事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的を開催し、その結果を周知すること

2. 虐待防止のための指針を整備すること

3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「虐待防止のための研修」(年1回以上 & 新規採用時)について、八王子市は令和3年度から既に義務化されています。

3-3 虐待の防止

<参考資料・リンク集>

| 作成 | 表題 | リンク |
|--------------------|--|--|
| 個人情報保護委員会 厚生労働省 | 医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。) |
| 厚生労働省 | 医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン | https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版) |
| 厚生労働省 | 高齢者虐待防止の基本 | https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf |

参考にしてください



3-4 認知症介護に係る基礎的な研修

➤ 認知症に係る基礎的な研修

※ 訪問入浴以外の訪問系サービス、福祉用具、居宅介護支援を除く

従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

令和6年4月1日から義務化されている事項

医療・福祉関係の資格
を持たない従業者への
認知症介護基礎
研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なのですか？

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していくためです。

本研修は平成27年(2015年)に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し創設されました。

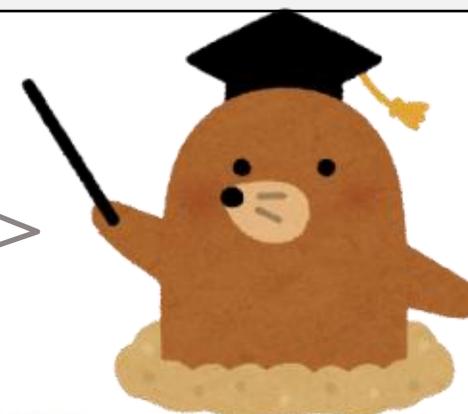


3-4 認知症に係る基礎的な研修

<参考資料・リンク集>

| 作成 | 表題 | リンク |
|-----------------|---------------------------|---|
| 厚生労働省 | 認知症施策推進大綱 | https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf |
| 厚生労働省 他 | 認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) | https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf |
| 八王子市 | 認知症介護基礎研修 | https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p033567.html |
| 社会福祉法人東北 福祉会 | 認知症介護研修とは | https://kiso-elearning.jp/what-kiso/ |

参考にしてください



第4章

- 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第4章

• 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

4-1 「書面掲示」規制の見直し

4-2 苦情処理

4-3 高齢者虐待防止措置未実施減算

4-4 業務継続計画未策定減算

4-5 身体的拘束等の適正化

4-6 認知症加算の見直し

4-7 リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、
栄養管理に係る一体的計画書の見直し

4-8 通所介護等における入浴介助加算
の見直し

4-9 科学的介護推進体制加算の見直し

4-10 ADL維持等加算の見直し

4-11 個別機能訓練加算の人員配置
要件の緩和及び評価の見直し

4-12 送迎に係る取扱いの明確化

4-1 「書面掲示」規制の見直し

介護サービス事業者は、事業所の運営規程の概要等の重要事項※について、事業所内での「書面掲示」等に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載しなければなりません。

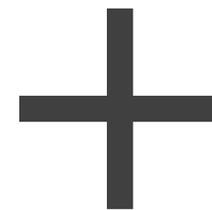
重要事項のウェブサイトへの掲載は令和7年4月1日から義務化されます。

※重要事項とは、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。

法人のホームページ等や
介護サービス情報公表システム



書面掲示



ウェブサイト

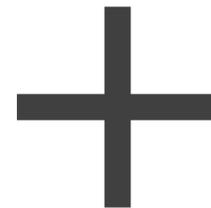
4-2 苦情処理

苦情相談窓口の連絡先、処理体制、手順等をサービスの内容を説明する文書に記載することに加え、事業所内に掲示し、原則としてウェブサイトに掲載しなければなりません。

苦情相談窓口等のウェブサイトへの掲載は令和7年4月1日から義務化されます。



掲示



ウェブサイト

法人のホームページ等や
介護サービス情報公表システム

4-3 高齢者虐待防止措置未実施減算

事業者は、利用者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

以下の4点を満たしていない場合は

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

①委員会開催と周知

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知徹底する

②指針整備

- ・虐待防止のための指針の整備

③定期的な研修

- ・従業員に対し、虐待防止のための研修の定期的（年1回以上）な実施

④担当者の設置

- ・上記措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止のための委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。

テレビ電話等を利用して行うことも可能です。ガイドライン等（第3章 3-3〈参考資料・リンク集〉）を遵守してください。

4-4 業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を求める観点から、以下の2点を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

① 業務継続計画策定

- ・ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画（BCP）を策定

② 必要な措置

- ・ 作成した業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講ずる

感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しません。

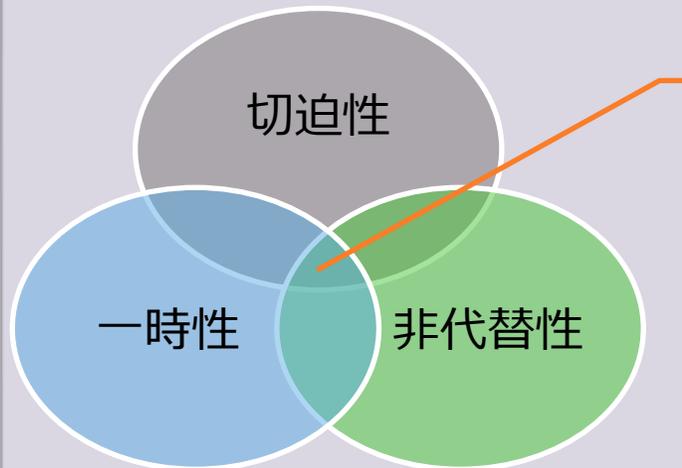
参考

| 作成 | 表題 | リンク |
|-------|-----------------------------------|---|
| 八王子市 | BCP(業務継続計画について) | https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html |
| 厚生労働省 | 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修 | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html |

4-5 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じることが義務付けられました。

1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。



緊急やむを得ない理由は、切迫性、非代替性、一時性の3つを満たすか慎重に確認すること。

2 身体的拘束等を行う場合には次の内容を記録しなければならない。

- (1)拘束の様態と時間
- (2)利用者の心身の状況
- (3)緊急やむを得ない理由

4-6 認知症加算の見直し

通所系サービスにおける認知症加算(60単位/日)について、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的に開催していることも算定要件に追加されました。

また利用者に占める認知症の方の割合に係る要件については20%以上から15%以上に緩和されました。

(追加された要件)

従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること

(緩和された要件)

前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護の必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者)の占める割合。

従前

100分の20以上



改定後

100分の15以上

4-7 ① リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、 栄養管理に係る一体的計画書の見直し

リハビリテーション・個別機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目を整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直しされました。

口腔・栄養スクリーニング加算の実施時における留意点

1 スクリーニングの実施

介護職員等は、利用者のサービス利用開始時又は事業所における口腔・栄養スクリーニング加算の算定開始時に、下記**参考資料の別紙様式5-1**を用いてスクリーニングを行う。

2 スクリーニング結果の情報提供等

介護職員等は、各利用者のスクリーニング結果を、**当該利用者を担当する介護支援専門員に別紙様式5-1を参考に文書等で情報提供すること**。口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合又は低栄養状態の利用者については、かかりつけ歯科医又は医師への受診状況を利用者又はその家族等に確認し、必要に応じて受診を促すとともに、当該利用者を担当する介護支援専門員に対して、口腔機能向上サービスの提供又は栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。

3 再スクリーニングの実施

介護職員等は、**再スクリーニングを6月毎に実施する**とともに、前回実施した際の結果と併せて2に従い介護支援専門員に情報提供等を行うこと。これらを継続的に実施することにより、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の維持・向上に努めることが望ましい。

参考資料：「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227996.pdf>

4-7 ② リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、 栄養管理に係る一体的計画書の見直し

口腔機能向上加算の実施時における留意点

- 1 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員(以下「サービス担当者」という。)と介護職員、生活相談員その他の職種の者等が共同した口腔機能向上サービスを行う体制を整備するとともに、口腔機能向上サービスに関する手順(口腔の健康状態の評価、口腔機能改善管理指導計画、サービス実施、口腔の健康状態の再評価等)をあらかじめ定める。
- 2 口腔機能向上サービスの実務上の留意点
 - ① 口腔の健康状態の評価の実施
サービス担当者は、利用開始時においては、利用者毎に口腔衛生、摂食嚥下機能等に関する解決すべき課題の確認・把握を行う。解決すべき課題の確認・把握の実施にあたっては、下記参考資料の別紙様式6-4を参照の上、作成する。
 - ② 口腔機能改善管理指導計画の作成
①の別紙様式6-4を参照の上、作成する。
 - ③ 実施上の問題点を把握
目標の達成状況、口腔衛生、口腔機能の改善状況に係る記録は、別紙様式6-4を参照の上、作成する。
 - ④ 口腔の健康状態の再評価の実施
口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断し、口腔の健康状態の再評価の記録は、別紙様式6-4を参照の上、作成する。
 - ⑤ 再把握の実施
3月毎に実施し、解決すべき課題の把握を別紙様式6-4を参照の上、作成する。

参考資料:「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

厚生労働省ホームページ: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227996.pdf>

4-8 ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し

通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しが行われました。

ア. 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算(Ⅰ)の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。

イ. 入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することが可能となりました。

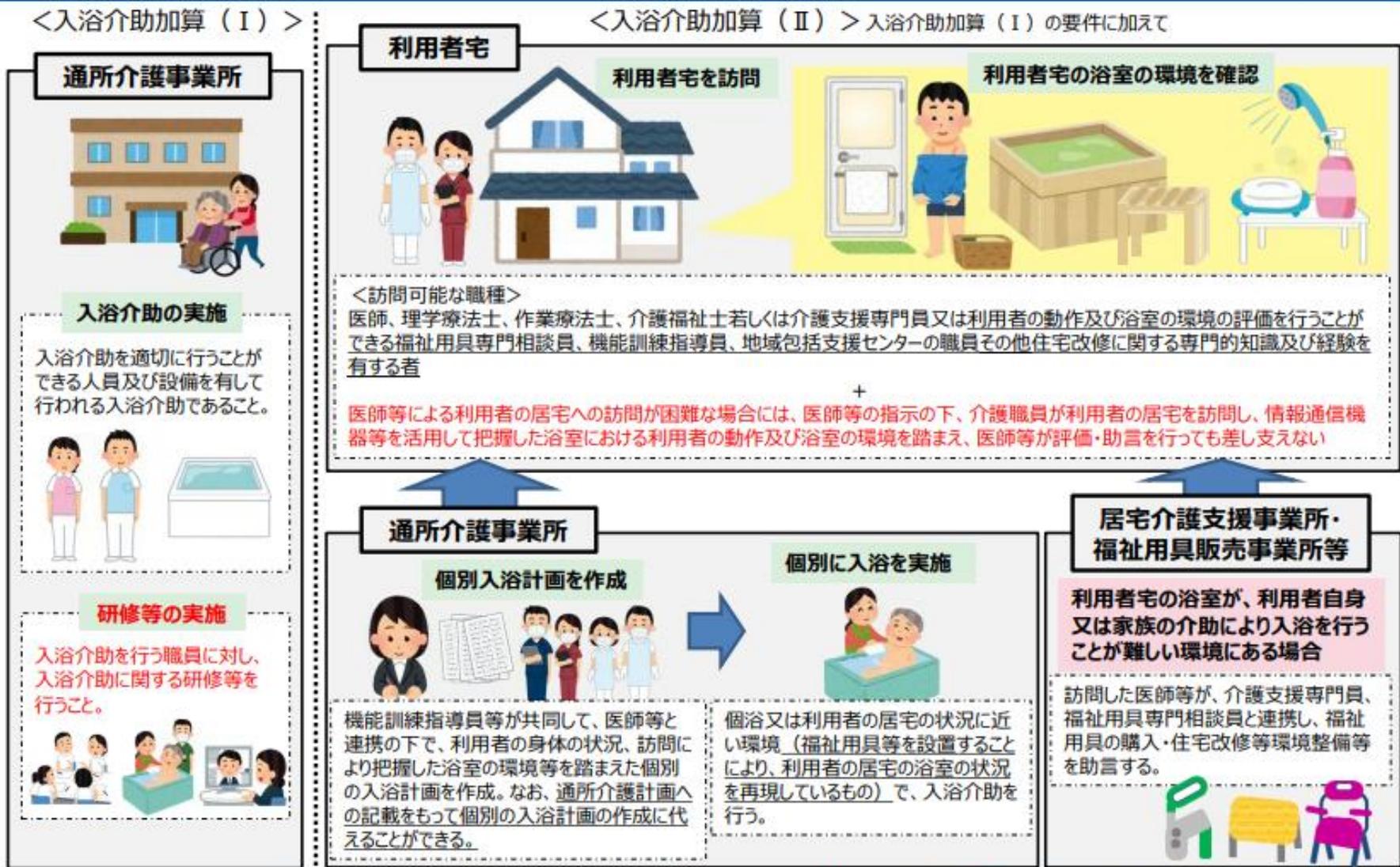
入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日

- ① 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- ② **入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。**

入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日

- ① 左記の入浴介助加算(Ⅰ)①②の基準に適合すること。
- ② 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士**若しくは**介護支援専門員**又は**利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。**ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、ICT機器を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。**
- ③ 当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。**ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えられる。**
- ④ 上記の入浴計画に基づき、個別又は利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。

4-8 ② 通所介護等における入浴介助加算の見直し



※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

出典 厚生労働省
 HP令和6年度介護報酬改定における改定事項について

4-9 科学的介護推進体制加算の見直し

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しが行われました。

データ提出頻度

- 科学的介護情報システム(LIFE)を用いて、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。

その他、LIFE関連加算に共通した見直し

<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>

- 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
- 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

全ての利用者等について、別紙様式1(科学的介護推進に関する評価(通所・居住サービス))の任意項目を除く情報を、やむを得ない場合を除き提出すること。

参考資料：「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001257192.pdf>

4-10 ① ADL維持等加算の見直し

ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算(Ⅱ)におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」とする見直しが行われました。また、ADL利得の計算方法の簡素化が行われました。

ADL維持等加算(Ⅰ)

以下の要件を満たすこと

- ① 評価対象者(当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
- ② 評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月の翌月10日までにADL値、別紙様式1(科学的介護推進に関する評価(通所・居住サービス))にある「基本情報」、及び「初月対象又は6月対象への該当」を、厚生労働省にLIFEを用いて提出していること。
- ③ 評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

ADL維持等加算(Ⅱ)

- ① ADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。
- ② 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)について

初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化

4-10 ② ADL維持等加算の見直し

ADL利得の計算方法について、初回の要介護認定から12月以内の者や他の事業所が提供するリハビリテーションを併用している場合における要件について表のとおり簡素化されました。

※ 調整済ADL利得とは

評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、**評価対象利用開始月に測定したADL値**を控除して得た値に、下記の表に基づき、控除して得た値に**右欄の値を加えた値**のことで

| 評価対象利用開始月に測定したADL値 | 控除した値に加える値 |
|--------------------|------------|
| ADL値が0以上25以下 | 1 |
| ADL値が30以上50以下 | 1 |
| ADL値が55以上75以下 | 2 |
| ADL値が80以上100以下 | 3 |



※ ADL利得の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{評価対象利用開始月の} \\ \text{翌月から起算して6月目} \\ \text{の月に測定したADL値} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{評価対象利用開始月に} \\ \text{測定したADL値} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除して得た値} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{控除した値に} \\ \text{加える値} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ADL利得} \\ \hline \end{array}$$

4-11 ① 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和 及び評価の見直し

通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算(Ⅰ)口において、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しが行われました。

単位数

| 現行 | 改定後 |
|---------------------|--------------------------------|
| 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日 | 変更なし |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85単位/日 | 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76単位/日(変更) |
| 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月 | 変更なし |

機能訓練指導員の配置

個別機能訓練加算(Ⅰ)イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置(配置時間の定めなし)に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。

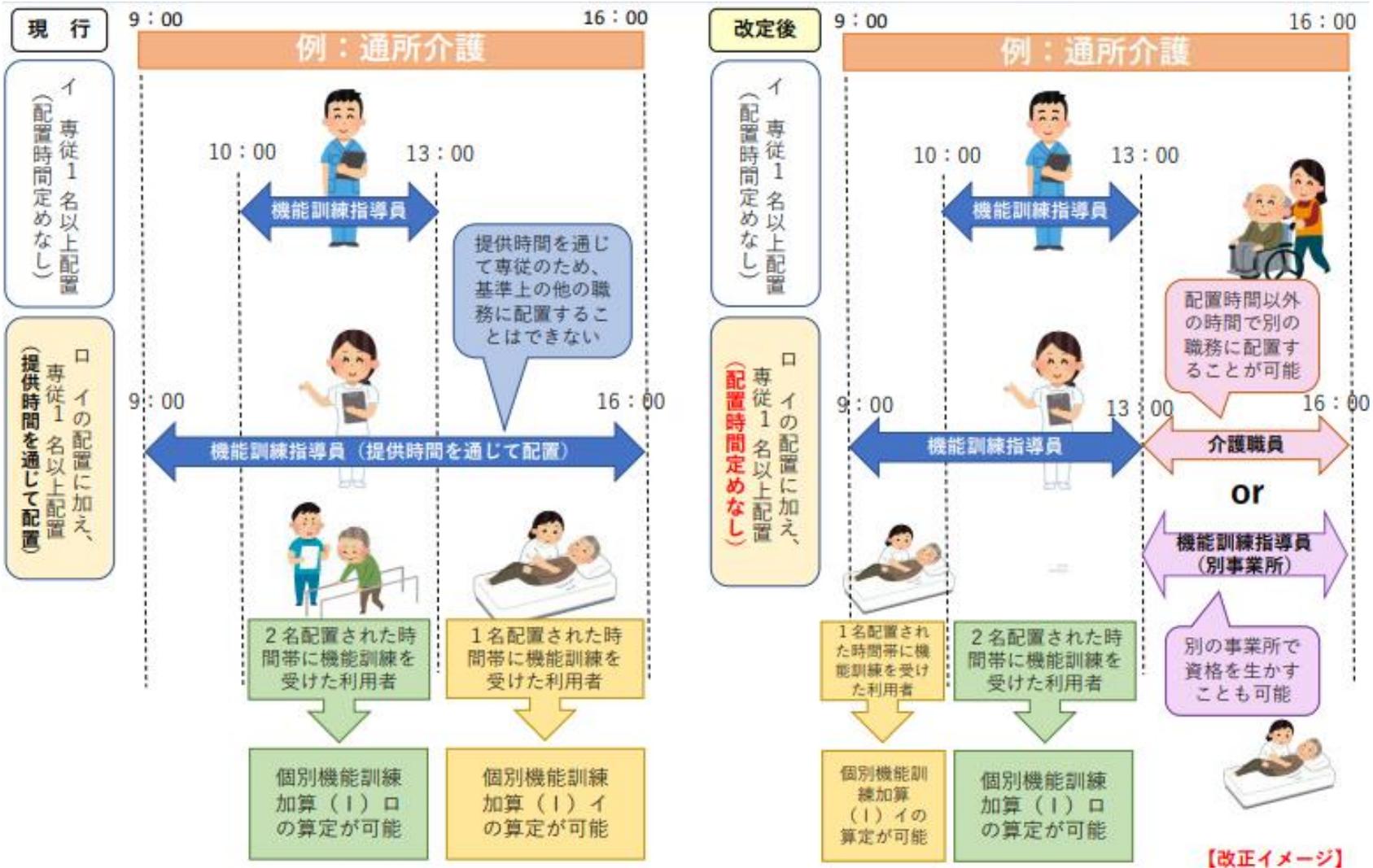
※専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(配置時間の定めなし)の合計で2名以上が配置されている時間帯において直接訓練の提供を受けた利用者のみが(Ⅰ)口について算定が可能。

個別機能訓練加算の評価の見直しについて ※各様式については、下記の参考資料を参照してください。

- ・利用者の生活意欲が増進されるよう援助については、様式3-1の興味・関心チェックシートを活用する。
- ・利用者の居宅での生活状況については、様式3-2の生活機能チェックシートを活用する。
- ・個別機能訓練計画は様式3-3を参考に作成する。

参考資料:リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について
厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

4-11 ② 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和 及び評価の見直し



出典 厚生労働省
HP令和6年度介護報酬改定における改定事項について

4-12 送迎に係る取扱いの明確化

通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、以下の取扱いが明確化されました。

送迎の範囲

- 利用者の送迎は利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障がなく、利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合、利用者の居住実態（例えば、近隣の親せきの家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。（送迎減算を適用しない。）

他介護事業所利用者との同乗

- 以下の場合のように責任の所在等を明確にした上で他事業者の利用者との同乗を可能とする。
 - 介護サービス事業所において、他事業者の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合
 - 委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）

障害福祉サービス利用者との同乗

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内であれば、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。



第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

【参 考】

- 八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けている場合には、介護サービス事業所だけでなく、指定介護機関にも実地検査を実施します。

文書指摘事例

「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

【法令等】

○指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条)の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この標示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。

【指導事例】

*「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

【根拠法令】

生活保護法施行規則第13条
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)

生
活
保
護
指
定
(
介

生活保護利用者の介護サービス利用について

生活福祉総務課 医療・介護担当からの

R06介護集団指導テキスト(居宅・医療系)

を参照してください。

令和6年度(2024年度) 介護サービス事業者等(通所・地域密着型通所) に対する集団指導は以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

※集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講実績とさせていただきます。

ユーザー名: (プレビューモード) ログインID: お問い合わせ

八王子市 ケア倶楽部 文字サイズ 標準 拡大

ホーム お知らせ アンケート Q&A ユーザ設定

ホーム / アンケート

アンケート

🔍 タイトルで絞り込む
(キーワードを入力)

🔍 ステータス絞り込み

- すべて
- 未回答のみ
- 回答済み

条件クリア Q 検索

CPPS KAHG

ありがとう
ございました。



ご清聴ありがとうございました。

 八王子市

あなたのみちを、
あるけるまち。
